

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 井手町庁舎等の電力調達
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 行政庁舎等

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、発電設備等

ア 電気方式	交流3相3線式
イ 標準電圧	6,000V
ウ 計量電圧	6,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1回線受電
カ 非常用自家発電設備	なし
キ 蓄熱式負荷設備	なし
ク 発電設備	別紙1のとおり
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	なし

- (2) 契約電力及び予定使用電力量等

ア 契約電力 別紙1のとおり
(各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

イ 予定使用電力量 1,069,122 kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものとする。特に、施設のうち井手町役場については、令和5年4月以降に移転を予定しており、令和5年4月～6月の期間において、予定使用電力使用量が大幅に下がる可能性がある。

- (3) 契約期間 別紙1のとおり

- (4) 需給地点 別紙1のとおり

- (5) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ

- (6) 財産分界点
需給地点に同じ

- (7) 検針日及び計量
各月の計量日：別紙1のとおり
計量期間：前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。

(9) 力率

ア 供給者は、契約期間において月毎の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、井手町を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(力率が進相となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \left[\frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}} \right] \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(10) 燃料費調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金

燃料費調整・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、京都府管内の一般送配電事業者が定める算定方法と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を考慮しないこと。

(11) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、井手町を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(12) 支払方法

供給者は、使用料金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、電気需要者は、個別契約の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(13) 単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

3 その他

ア 使用電力量及び最大需要電力の実績は、別紙2のとおり。

イ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金は考慮しないこととする。

ウ 料金の請求は各需要施設ごとに分けて行うこととする。(請求書の送付先は別途指定する。)

エ 契約書及び本仕様書に記載なき事項については、双方協議の上決定するものとする。

